

# キャリアアップ助成金による人材投資支援強化

人的資本への投資の強化の観点から、キャリアアップ助成金正社員化コース（非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換等した場合に事業主に対して助成）による支援を強化

- 人材開発支援助成金における「人への投資促進コース」（※1）の修了後に正社員化した場合に助成額を加算する。（※2）

※1 情報技術分野認定実習併用職業訓練は除く。

※2 人材開発支援助成金における「特定訓練コース（IT関連訓練）」または「特別育成訓練コース」の修了後に正社員化した場合の助成額加算は、令和3年度補正予算にて実施済み。

## 正社員化コース助成額（1人当たり）

有期→正規の場合 **95,000円**、無期→正規の場合 **47,500円**（大企業も同額）を通常の助成額に上乗せ

### 実際の助成額

- 有期→正規 57万円（42万7,500円） → **66万5,000円（52万2,500円）**
- 無期→正規 28万5,000円（21万3,750円） → **33万2,500円（26万1,250円）**

※助成額は中小企業への支給額。（ ）内は大企業。

※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額。

# 人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設（案）

参考

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を強化するため、民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされた。
- 12/27～1/26の間、厚生労働省ホームページなどにおいて、「人への投資」について**国民の方からのアイデア**を募集。
- 「**企業の従業員教育、学び直しへの支援**」や「**デジタル分野など円滑な労働移動を促すための支援**」などを内容とする提案が寄せられた。
- 「人への投資」を加速化するため、国民の方からのご提案をもとに、**令和4年度から令和6年度までの間**、人材開発支援助成金※に新たな助成コース「**人への投資促進コース**」を設ける。

※ 事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度

訓練コース名	対象者・対象訓練
人への投資促進コース【新規】	国民からのご提案を踏まえて5つの助成を新設
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練などへの経費助成等
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練に対する経費助成等
教育訓練休暇等付与コース	教育訓練休暇制度などを導入した事業主への制度導入助成等



## 1. デジタル人材・高度人材の育成

### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材※の育成のための訓練や、**海外を含む大学院での訓練**を行う事業主に対する高率助成  
※ ITSS（ITスキル標準）レベル4若しくは3となる訓練又は大学への入学（情報工学・情報科学）

### 情報技術分野認定実習併用職業訓練（キャリアアップ助成金加算対象外）

**IT分野未経験者**の即戦力化のための訓練※を実施する事業主に対する助成  
※ OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

## 2. 労働者の自発的な能力開発の促進

### 長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための**長期休暇制度**や**短時間勤務等制度**（所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除）を導入する事業主への助成の拡充（長期休暇制度の**賃金助成の人数制限の撤廃等**）

### 自発的職業能力開発訓練

労働者が**自発的に受講**した職業訓練費用を負担する事業主に対する助成

## 3. 柔軟な訓練形態の助成対象化

### 定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「**定額制訓練**」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用する事業主に対する助成

※ **令和4年度から、すべての訓練コースにおいて、オンライン研修(eラーニング)による訓練を対象化（要領改正）**

# 人材開発支援助成金：助成率（額）

参考

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額		備考
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
高度デジタル人材訓練	正規	高度デジタル訓練(ITスキル標準(ITSS)レベル3,4以上)	75%	60%	960円	480円	-		資格試験(受験料)も助成対象
成長分野等人材訓練	非正規	海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-		
情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの訓練(IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)	訓練期間6ヶ月～2年(大臣認定必要) 資格試験(受験料)も助成対象
長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	制度導入経費20万円 (+4万円)		1日当たり 6,000円 (+1,200円)		-		・長期教育訓練休暇制度を導入済みの企業も賃金助成の対象 ・賃金助成の人数制限を撤廃
		所定労働時間の短縮 及び所定外労働免除制度	制度導入経費20万円 (+4万円)		-		-		
自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-		
定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-		

現行コース	正規	・労働生産性向上訓練 ・若年人材育成訓練 等	45% (+15%)	30% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	-		訓練期間6ヶ月～2年間 (大臣認定必要)
		認定実習併用職業訓練 (OFF-JT+OJT)					20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)	
	正規	上記以外の訓練	30% (+15%)		380円 (+100円)		-		
	非正規	一般職業訓練 有期実習型訓練 (OFF-JT+OJT)	70% (+30%)		760円 (+200円)	475円 (+125円)	10万円 (+3万円)	9万円 (+3万円)	非正規雇用維持の場合の経費助成率は60%(+15%)
正規 非正規	教育訓練休暇付与コース	教育訓練休暇制度 (1人5日以上取得)	制度導入経費30万円 (+6万円)		-		-		賃金助成は、長期教育訓練休暇制度の場合のみ(1企業2人まで)
		長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	制度導入経費20万円 (+4万円)		1日当たり6,000円 (+1,200円)		-		
		教育訓練短時間勤務制度	制度導入経費20万円 (+4万円)		-		-		

※ ()内の助成率(額)は、生産性要件を満たした場合の率(額)。

※ 現行コース「教育訓練休暇等付与コース」のうち「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は、令和4年度から令和6年度までの間は適用しない。

※ 網掛け部分は、キャリアアップ助成金(正社員化コース)の加算対象外の訓練